

八尾市告示第284号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに八尾市長に意見書を提出することができる。

令和8年6月30日

八尾市長 山本桂右

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

八尾市楽音寺一丁目95 ほか

ジョーシン外環八尾店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

株式会社 J o s h i n

代表取締役 高橋 徹也

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の名称及び代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(4) 変更した年月日

(3)ア及びイに掲げる代表者の氏名 令和7年6月24日

(3)ア及びイに掲げる名称 令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年6月8日

3 届出に係る書類の縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館 3階 情報公開室

八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部産業政策課

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

(2) 縦覧の期間

令和8年6月30日から同年10月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで（縦覧の場所が大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課の場合にあっては、午前9時から午後6時まで）

4 意見書の提出先

〒581-0006 八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部産業政策課

電話 072-924-9356（直通）